

令04原機（速実）004

令和4年4月27日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉施設（高速実験炉）に係る使用前検査申請書記載事項の変更届
（材料照射用反射体（材料照射用反射体(26)）の製作）

平成17年10月17日付け17原機（大速）001をもって申請し、平成18年4月20日
付け18原機（大速）003、平成19年1月23日付け18原機（大速）031、平成19年
2月23日付け18原機（大速）043、平成19年6月6日付け19原機（大速）016、平
成20年2月20日付け19原機（大速）052、平成22年8月31日付け22原機（大速）
013、平成25年5月31日付け25原機（大速）004、平成25年6月18日付け25原
機（大速）013、平成27年4月23日付け27原機（大速）004及び平成30年4月25
日付け30原機（速実）004をもって変更届を提出した使用前検査申請書の記載事項の一部を
下記のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7
条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第
3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項の「1. 原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」のうちの代表者の氏名を次のとおり変更した。

(1) 代表者の氏名の変更

変更前 児玉 敏雄

変更後 小口 正範

2. 変更の理由

令和4年4月1日付けで理事長に小口正範が就任したため。